

平成29年度 第1回新居浜市地域公共交通活性化協議会

次 第

○日時 平成29年6月27日(火) 13:30～

○場所 新居浜市役所 3階 応接会議室

1. 開 会

2. 協議事項

(1) 平成28年度事業報告及び決算の承認について

(2) 生活交通確保維持改善計画(平成30～32年度分)の策定について

(3) 新居浜市地域公共交通網形成計画の策定について

4. その他

(1) 年間スケジュールについて

5. 閉 会

新居浜市地域公共交通活性化協議会委員名簿

条項		役員	機関・団体	役職名	氏名
法第6条第21号	規約第5条第11号	会 長	新居浜市	副市長	寺田 政則
				経済部長	鴻上 浩宣
法第6条第22号	規約第5条第2号		新居地区旅客自動車協同組合	代表理事	渡部 光男
			愛媛県ハイヤー・タクシー協会	専務理事	高橋 昭雄
			瀬戸内運輸株式会社	常務取締役	河渕 茂
			愛媛県バス協会	専務理事	関谷 俊夫
			四国旅客鉄道株式会社	愛媛企画部長	窪 仁志
	規約第5条第3号		愛媛県東予地方局建設部	建設企画課長	白石 昌史
			国土交通省四国地方整備局 松山河川国道事務所	副所長	森本 英二
法第6条第23号	規約第5条第14号		新居浜警察署	交通課長	田村 修也
	規約第5条第15号	副会長	新居浜市連合自治会	理事	星加 勝一
			新居浜市老人クラブ連合会	事務局長	三木 博喜
			新居浜市女性連合協議会	総務	今村 美鈴
	規約第5条第16号	監 事	新居浜市社会福祉協議会	地域福祉課長	越智 千鶴子
		監 事	新居浜商工会議所	産業創出課長	矢野 英司
			新居浜市医師会	理事	永易 大典
			瀬戸内運輸労働組合	執行委員長	砂田 篤志
			愛媛県東予地方局総務企画部	地域政策課長	中川 美奈子
			国土交通省四国運輸局 愛媛運輸支局	首席運輸企画 専門官 (輸送・監査)	谷本 昌啓
	首席運輸企画 専門官 (総務・企画観光)	山下 文明			

事務局

事務局長	新居浜市経済部運輸観光課	課長	宮崎 司
事業担当	新居浜市経済部運輸観光課	副課長	安永 亮浩
事業担当	新居浜市経済部運輸観光課	副課長	正岡 大典
事業担当・出納員	新居浜市経済部運輸観光課	係長	二宮 由佳

協議事項（１）

平成２８年度事業報告及び決算の承認について

１．平成２８年度事業報告

（１）地域公共交通総合連携計画に位置付けられた事業の実施

- ・デマンドタクシー運行事業
デマンドタクシー（愛称「おでかけタクシー」）の運行を実施した。
デマンドタクシーの登録・利用促進のため、市政日より、出前講座等による広報活動を実施した。
平成２８年度末現在の利用・登録状況は、別紙のとおりである。
- ・公共交通機関利用促進事業
公共交通（バス）の利用促進のため、バスの乗り方教室とバスギャラリー展を実施した。

（２）地域公共交通確保維持改善事業に係る協議

地域公共交通確保改善事業費補助金（地域内フィーダー系統）の申請に必要な生活交通確保維持改善計画を策定し、実施事業に対する評価を行った。

（３）その他、人や環境に優しい交通の実現に関する事業

JR新居浜駅（構内）バリアフリー化事業に関する協議を行った。

（４）会議の開催状況

- ・第１回協議会（平成２８年６月２８日 開催）
役員の選出について
平成２７年度事業報告及び決算の承認について
生活交通確保維持改善計画（平成２９～３１年度分）の策定について
- ・第２回協議会（平成２９年１月２４日 開催）
平成２８年度地域公共交通確保維持改善事業の事業評価について
地域協働推進事業報告について
- ・第３回協議会（平成２９年３月２８日 開催）
平成２８年度事業報告について
平成２９年度事業計画について
平成２９年度収支予算について

別紙

デマンドタクシー利用・登録状況（平成29年3月末現在）

○登録者数（3月末日現在）

上部西エリア 679世帯 1,028人
 上部東エリア 572世帯 883人
 川東エリア 615世帯 952人 計 1,866世帯 2,863人
 ※男女構成 男性 951人(33.2%) 女性 1,912人(66.8%)
 ※年齢構成 50代まで 300人(10.5%) 60代以上 2,563人(89.5%)

平成28年度上半期(4月～9月) 計(運行日数 123日)

エリア	末日登録者数	利用者数	1日利用者数	運行台数	1台利用者数
上部西エリア	973人	3,550人	28.9人	1,511台	2.3人
上部東エリア	825人	3,290人	26.7人	1,366台	2.4人
川東エリア	892人	2,333人	19.0人	1,048台	2.2人
	2,690人	9,173人	74.6人	3,925台	2.3人

※利用者内訳 大人3,891人、大人割引者5,282人・小人0人・無料乳幼児0人
 割引内訳 障がい者割引 本人2,440人・介護131人
 療育手帳 本人17人 精神障がい者 本人5人
 特定疾患割引 本人61人・介護40人
 運転免許自主返納者割引 2,588人

利用料収入 3,266,000円

平成28年度下半期(10月～3月) 計(運行日数 平日120日、土曜日24日)

※運行日数132日で計算

エリア	末日登録者数	利用者数	1日利用者数	運行台数	1台利用者数
上部西エリア	1,028人	3,506人	26.6人	1,518台	2.3人
上部東エリア	883人	3,713人	28.1人	1,520台	2.4人
川東エリア	952人	2,476人	18.8人	1,126台	2.2人
	2,863人	9,695人	73.4人	4,164台	2.3人

※利用者内訳 大人4,232人、大人割引者5,463人・小人0人・無料乳幼児0人
 割引内訳 障がい者割引 本人2,201人・介護159人
 被爆者健康手帳本人1人 精神障がい者 本人3人
 特定疾患割引 本人54人・介護23人
 運転免許自主返納者割引 3,022人

利用料収入 3,481,750円

平成28年度計(運行日数 平日243日、土曜日24日) ※運行日数255日で計算

エリア	末日登録者数	利用者数	1日利用者数	運行台数	1台利用者数
上部西エリア	1,028人	7,056人	27.7人	3,029台	2.3人
上部東エリア	883人	7,003人	27.5人	2,886台	2.4人
川東エリア	952人	4,809人	18.9人	2,174台	2.2人
	2,863人	18,868人	74.0人	8,089台	2.3人

※利用者内訳 大人8,123人、大人割引者10,745人・小人0人・無料乳幼児0人
 割引内訳 障がい者割引 本人4,641人・介護290人
 療育手帳 本人17人 被爆者健康手帳本人1人
 精神障がい者 本人8人
 特定疾患割引 本人115人・介護63人
 運転免許自主返納者割引 5,610人

利用料収入 6,747,750円

2. 平成28年度収支決算書

【収入の部】

単位：円

区 分			予算額	決算額	摘 要
款	項	目			
負担金	負担金	負担金	13,935,000	13,695,092	新居浜市負担金
諸収入	諸収入	雑 入	0	11	預金利息金利息 11 円
合 計			13,935,000	13,695,103	

【支出の部】

単位：円

区 分			予算額	決算額	摘 要
款	項	目			
事務費	事務費	事務費	467,000	298,180	委員出席謝礼 135,000 円 (3 回、@5,000×延べ 27 人)
					住宅地図 16,718 円 登録証印刷代 18,144 円 郵送料 121,730 円 振込手数料 6,588 円
事業費	事業費	事業費	13,383,000	13,317,453	デマンドタクシー運行事業費 運行业務 計 26,103,203 円 ① ・運行业務 @3,227×8,089 台 地域公共交通確保維持改善事業費 補助 6,038,000 ② 利用料収入 6,747,750 円 ③ 大人@500×8,123 人 大人割引者@250×10,745 人 ①－②－③＝13,317,453 円
			85,000	79,470	公共交通機関利用促進事業費 バス借上料等 58,320 円 振込手数料 540 円 バスギャラリー展参加賞 20,610 円
合 計			13,935,000	13,695,103	

監査報告書

平成28年度新居浜市地域公共交通活性化協議会の会計事務について監査した結果、適正に処理されていることを認めます。

平成29年5月23日

新居浜市地域公共交通活性化協議会

監事 矢野 英司 

監事 越智 千鶴子 

協議事項（２）

生活交通確保維持改善計画(地域内フィーダー系統確保維持計画)

(平成 30～32 年度分)の策定について

生活交通確保維持改善計画（案）

(地域公共交通確保維持事業のうち地域内フィーダー系統関係)

I. O. 生活交通確保維持改善計画の名称

新居浜市地域内フィーダー系統確保維持計画

1. 地域公共交通確保維持事業に係る目的・必要性

(1) 目的

新居浜市地域公共交通総合連携計画に基づき、バス交通空白地域へデマンド型乗り合いタクシーを導入し、高齢社会に対応し、高齢者などの交通弱者の通院や買い物の移動手段を確保し、誰もが便利に使える公共交通を構築することを目的とする。

(2) 必要性

本市は、バス交通の利用できる地域が人口ベースで50%以下と低い割合となっており、市内の移動は自動車交通に依存している。また、高齢化の進展により、今後、自動車利用のできない若しくはしない人が増加し、その人たちの移動手段の確保が重要な課題となってくることが明らかであることから、バス交通空白地域へデマンド型乗り合いタクシーを導入し、高齢社会に対応し、高齢者などの交通弱者のための市内公共交通体系を確保することが必要である。

2. 地域公共交通確保維持事業に係る定量的な目標・効果、目標を達成するために行う事業及びその実施主体

II. (1) 事業の目標

年 度	目 標
平成30年度	利用者数、乗合率、運行率の増加を図り、一日当たりの利用者数 64 人 、一台当たりの利用者数 2.3 人、運行率 60%以上 を目標とする。
平成31年度	利用者数、乗合率、運行率を前年度比で増加させる。
平成32年度	利用者数、乗合率、運行率を前年度比で増加させる。

(2) 事業の効果

デマンド型乗り合いタクシーを運行することにより、バス交通空白地域の解消が図られるとともに、高齢者などの交通弱者の通院や買い物の移動手段を確保し、誰もが便利に使える公共交通が構築される。

(3) 目標を達成するために行う事業及びその実施主体

市政だより等による積極的な広報活動を実施するとともに、デマンド型乗り合いタクシーに関する出前講座の実施を行う。

実施主体・・・新居浜市地域公共交通活性化協議会（新居浜市）

3. 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行システムの概要及び運行予定者

地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱「表1」を添付

(1) 運行エリア（利用対象区域）

川東エリア、上部東エリア、上部西エリア

(2) 運行形態

登録制、予約制、乗り合いでエリア内を「ドア to ドア」で結ぶ、デマンド型乗り合いタクシーとする。

(3) 行き先として指定できる施設

- ・交通結節点（バス停留所・駅・港等）
- ・医療・福祉施設（病院・診療所、歯科医院、介護施設等）
- ・金融機関（銀行、金庫、農協、郵便局等）
- ・商業施設（理美容室、各種小売店、飲食店等）
- ・保育・教育施設（保育所、幼稚園、小・中・高校等）
- ・公共施設（支所、公民館、福祉施設、公園、文化・スポーツ施設、環境・衛生施設等）
- ・その他、新居浜市地域公共交通活性化協議会が認める施設（新居浜駅など、エリア外を含めて設定）

(4) 運行日、運行時間帯

月曜日～金曜日（日曜・祝休日は運休）

①9:00～②10:00～③11:00～④12:00～⑤13:00～⑥14:00～⑦15:00～⑧16:00～

土曜日

①9:00～②10:00～③11:00～④12:00～⑤13:00～

(5) 利用料金

大人（中学生以上）1回乗車 500円（障がい者等割引者は半額）

小人（小学生以下）1回乗車 250円（障がい者等割引者は半額）

※未就学児は、1歳未満は無料、1歳以上は保護者1人につき1人無料

(6) 利用方法

事前に利用登録を行い、電話予約等により配車

<p>(7) 運行台数</p> <p>セダン型タクシー（定員4人）</p> <p>月曜日～金曜日（1～6便）2台×3エリア、（7・8便）1台×3エリア</p> <p>土曜日（1～5便）2台×3エリア</p> <p>(8) 運送予定者</p> <p>平成23年1月11日から平成26年9月30日の間の試験運行を市内の全タクシー事業者が加盟する新居地区旅客自動車協同組合に委託し、受託者側において、事業所の位置等を考慮し、協議により次の事業者を決定していただいた。以後、運行状況は良好であったことから、平成29年10月以降も、引き続き同事業所による運行を実施することを、協議会において承認した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・川東エリア 有限会社 東雲タクシー ・上部東エリア 有限会社 光タクシー ・上部西エリア 中萩タクシー 有限会社
<p>4. 地域公共交通確保維持事業に要する費用の負担者</p> <ul style="list-style-type: none"> ・新居浜市 ・事業者（有限会社 東雲タクシー・有限会社 光タクシー・中萩タクシー 有限会社）
<p>5. 補助金の交付を受けようとする補助対象事業者の名称</p> <ul style="list-style-type: none"> ・川東エリア 有限会社 東雲タクシー ・上部東エリア 有限会社 光タクシー ・上部西エリア 中萩タクシー有限会社
<p>6. 補助金の交付を受けようとする系統等に係る利用状況等の継続的な測定手法</p> <p>（活性化法定協議会を補助対象事業者としないため、記入不要）</p>
<p>7. 地域公共交通確保維持改善事業を行う地域の概要【地域内フィーダー系統のみ】</p> <p>地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱「表5」を添付</p>
<p>8. 協議会の開催状況と主な議論</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成22年11月 9日 協議会設立、22年度試験運行について合意 ・平成22年12月14日 地域公共交通総合連携計画について議論 ・平成23年 3月24日 地域公共交通総合連携計画を承認し、23年4月～9月の運行計画、全体計画を合意 ・平成23年 6月29日 23年10月～24年9月までの運行計画を合意 ・平成23年 9月20日 23、24年度補助事業に係るネットワーク計画を策定 ・平成24年 3月21日 24年度補助金に係る変更認定申請について協議 ・平成24年 3月28日 23年度、24年度補助事業に係る事業評価を実施

・平成24年	6月19日	24年度補助金に係る変更認定申請について協議
・平成24年	6月28日	25年度補助事業に係るネットワーク計画を策定
・平成24年	11月20日	26年10月以降の運行について協議
・平成25年	3月25日	25年度補助事業に係る事業評価を実施
・平成25年	6月26日	26年度補助事業に係るネットワーク計画を策定
・平成25年	11月11日	25年10月以降のエリア拡大について協議
・平成26年	2月20日	26年10月以降の運行について協議
・平成26年	3月28日	地域公共交通総合連携計画変更を承認し、26年10月以降の運行計画を合意
・平成26年	6月23日	27年度補助事業に係るネットワーク計画を策定
・平成26年	8月25日	愛称の選定及び26年10月以降の本格運行について協議
・平成27年	1月20日	26年度補助事業に係る事業評価を実施
・平成27年	3月23日	27年度事業計画等について協議
・平成27年	6月16日	28年度補助事業に係る確保維持改善計画を策定
・平成27年	9月18日	デマンドタクシーアンケート調査について協議
・平成28年	1月18日	27年度補助事業に係る事業評価を実施
・平成28年	3月23日	28年度事業計画等について協議
・平成28年	6月28日	29年度補助事業に係る確保維持改善計画を策定
・平成29年	1月24日	28年度補助事業に係る事業評価を実施
・平成29年	3月28日	29年度事業計画等について協議
・平成29年	6月27日	30年度補助事業に係る確保維持改善計画を策定

9. 利用者等の意見の反映状況

- ・新居浜市地域公共交通活性化協議会に、住民、地域公共交通の利用者が参画して、意見を反映。
- ・利用対象者に対して「新たな公共交通の導入に関する調査」を実施して、計画作りに反映。
 ※平成21年9月～12月、市内のバス公共交通空白地域のうち、中心市街地から離れている荷内・阿島、船木、大生院・菽生地域の25自治会で訪問調査。
 (訪問世帯数2,614 調査世帯数1,498 調査率57.3%)
- ・新居浜市地域公共交通総合連携計画(案)について、市ホームページ、市内公共施設で公表し、パブリック・コメントを平成23年1月4日から平成23年1月28日まで行い、意見を反映。
- ・平成23年4月、3月28日現在の登録者387人を対象としたアンケートを行い、意見を反映。
- ・平成24年8月、7月末現在の20歳以上の登録者702人及び利用対象地域の単位自治会長58人を対象としたアンケートを行い、意見を反映。
- ・平成26年1月、平成25年12月末現在の登録世帯990世帯及び20歳以上の市民2,000人(無作為抽出)を対象としたアンケートを行い、意見を反映。
- ・平成27年10月、8月末現在の登録世帯1512世帯を対象としたアンケートを行い、意見を反映。
- ・平成28年10月、アンケート結果の分析を行い、新たに土曜日(1～5便)の運行を開始。

10. 協議会メンバーの構成	
関係都道府県	愛媛県東予地方局 建設部建設企画課・総務企画部地域政策課
関係市区町村	新居浜市副市長、新居浜市経済部長
交通事業者・交通施設管理者等	新居地区旅客自動車協同組合、愛媛県ハイヤー・タクシー協会、瀬戸内運輸株式会社、社団法人愛媛県バス協会、四国旅客鉄道株式会社、国土交通省四国地方整備局松山河川国道事務所、愛媛県東予地方局建設部、新居浜警察署
地方運輸局	国土交通省四国運輸局愛媛運輸支局
その他協議会が必要と認める者	新居浜商工会議所、新居浜市医師会、瀬戸内運輸労働組合、新居浜市連合自治会、新居浜市老人クラブ連合会、新居浜市女性連合協議会、愛媛県東予地方局総務企画部（再掲）

表1 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統の概要及び運行予定者(地域内フィーダー系統)

30年度

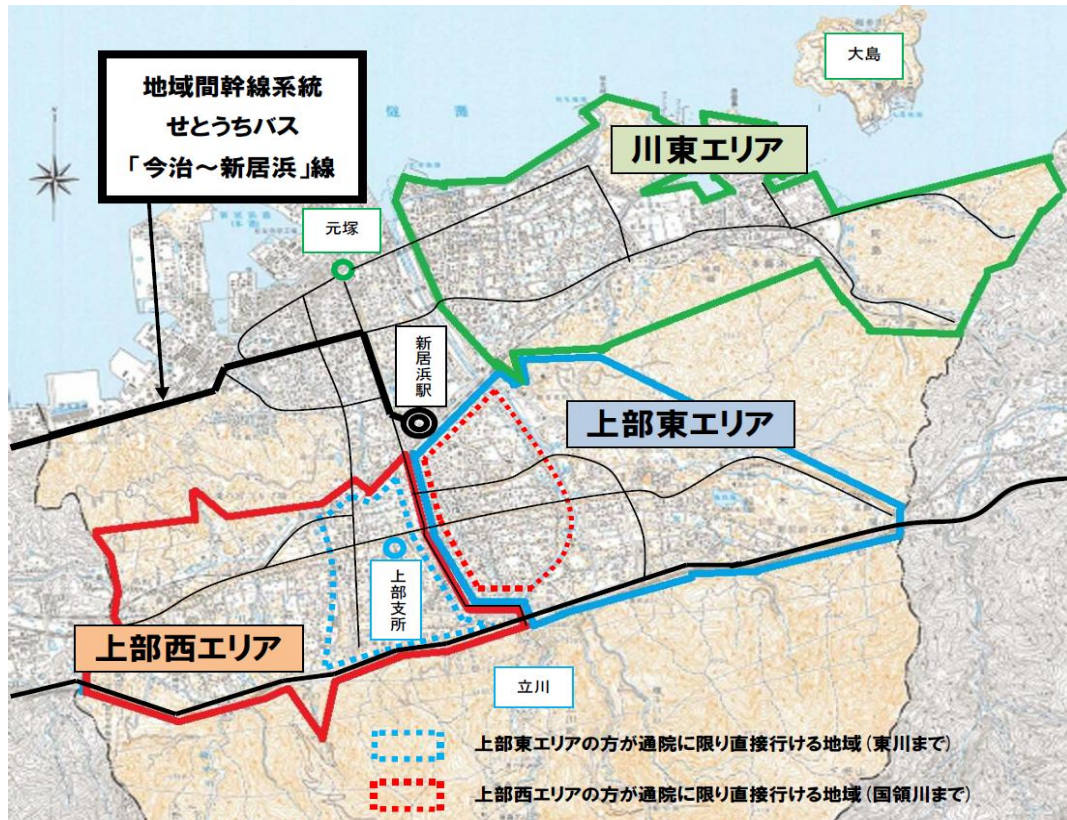
市区町村	運行予定者名	運行系統名 (申請番号)	運行系統			系統 キロ程	計画 運行 回数	再 編 特 例 措 置	地域内フィーダー系統の基準適合 (別表7及び別表9)			
			起点	経由地	終点				運行態様の 別	基準口で 該当する 要件	接続する補助対象 地域間幹線系統等 との接続確保策	基準にて該 当する要件 (別表7のみ)
新居浜市	有限会社 東雲タクシー	(1) 川東エリア		川東エリア		往 復 km	3,896回		区域運行	①	地域間幹線系統(せとうち バス「今治～新居浜」線)の バス停留所(新居浜駅)と接 続	③
	有限会社 光タクシー	(2) 上部東エリア		上部東 エリア		往 復 km	3,896回		区域運行	①	地域間幹線系統(せとうち バス「今治～新居浜」線)の バス停留所(新居浜駅)と接 続	③
	中萩タクシー有限公司	(3) 上部西エリア		上部西 エリア		往 復 km	3,896回		区域運行	①	地域間幹線系統(せとうち バス「今治～新居浜」線)の バス停留所(新居浜駅)と接 続	③
		(4)				往 復 km	回					
		(5)				往 復 km	回					

(注)

1. 区域運行の場合は、運行系統の「経由地」に営業区域を記することとし、「系統キロ程」について記載を要しない。
2. 「系統キロ程」については、小数点第1位(第2位以下切り捨て)まで記載すること。なお、循環系統の場合には、往又は復のどちらからの欄にキロ程を記載し、もう片方の欄に「循環」と記載すること。
3. 「再編特例措置」については、地域公共交通再編実施計画の認定を受け、地域内フィーダー系統に係る特例措置の適用(別表9)を受けて補助対象となる場合のみ「○」を記載する。
4. 「運行態様の別」については、路線定期運行、路線不定期運行、区域運行の別を記載すること。
5. 「接続する補助対象地域間幹線系統等と接続確保策」については、地域内フィーダー系統が接続する補助対象地域間幹線系統又は地域間交通ネットワークと、どのように接続を確保するかについて記載する。
6. 本表に記載する運行予定系統を示した地図及び運行ダイヤを添付すること。

表 1 添付書類

運行予定系統を示した地図



エリア区分		川東エリア	上部東エリア	上部西エリア
営業区域		多喜浜校区、神郷校区、垣生校区、浮島校区、高津校区	船木校区、泉川校区(主要地方道新居浜角野線、新居浜別子山線以東)、角野校区(主要地方道新居浜角野線、新居浜別子山線以東・立川地区)	大生院校区、中森校区、泉川校区(主要地方道新居浜角野線、新居浜別子山線以西)、角野校区(主要地方道新居浜角野線、新居浜別子山線以西・立川地区を除く)
運送の 区間	運行エリア 内で行き先 として指定 できる施設	①交通結節点 (バス停留所・駅・港等) ②医療・福祉施設(病院・診療所、歯科医院、介護施設等) ③金融機関(銀行、金庫、農協、郵便局等) ④商業施設(理美容室、各種小売店、飲食店等) ⑤保育・教育施設(保育所、幼稚園、小・中・高校等) ⑥その他公共施設 (支所、公民館、福祉施設、公園、文化・スポーツ施設、環境・衛生施設等)		
	運行エリア 外で行き先 として指定 できる施設	新居浜駅 元塚バス停留所	新居浜駅 市役所上部支所、上部西 エリア内の東川以東の病 院・指定薬局	新居浜駅 上部東エリア内の国領川 以西の病院・指定薬局

【運行ダイヤ等(各エリア共通)】

毎週 月曜日～金曜日、土曜日(1～5便)※日曜日・祝日、年末年始(12月29日～1月3日)は運休

1便	9:00	5便	13:00
2便	10:00	6便	14:00
3便	11:00	7便	15:00
4便	12:00	8便	16:00

表5 地域公共交通確保維持改善事業を行う地域の概要

市町村名	新居浜市
------	------

(単位:人)

	人口
人口集中地区以外	33,199
交通不便地域	351

交通不便地域の内訳

人口	対象地区	根拠法
161	別子山	過疎地域自立促進特別措置法
190	大島	離島振興法

国庫補助上限額の算定

対象人口	算定式	国庫補助上限額
33,199人	$33,199人 \times 120円 \times 0.6 + 200万$	4,390千円

(1)記載要領

1. 人口は最新の国勢調査結果を基に記載すること。ただし、地方運輸局長等が指定する交通不便地域の場合は、申請する年度の前年度の3月末現在の住民基本台帳を基に記載すること。
※なお、実施要領等で別に定める場合は、それによること。
2. 「人口集中地区以外」の欄は、国勢調査結果により設定された人口集中地区に該当しない地区の人口を記載すること。
3. 「交通不便地域」の欄は、過疎地域自立促進特別措置法に基づく過疎地域(過疎地域とみなされる市町村、過疎とみなされる区域を含む。)、離島振興法に基づく離島振興対策実施地域、半島振興法に基づく半島振興対策実施地域、山村振興法に基づく振興山村に該当する地域の人口及び実施要領(2.(1)⑭)に基づき地方運輸局長等が指定する交通不便地域の人口の合計(重複する場合を除く)を記載すること。
4. 「対象地区」の欄には、当該市町村の一部が上記3.に掲げる法律(根拠法)に基づき地域指定されている場合に、根拠法ごとに当該区域の旧市町村名等を記載すること。また、地方運輸局長等が指定する交通不便地域が存在する場合には、該当する区域名を記載すること。
5. 「根拠法」の欄は、交通不便地域を地方運輸局長等が指定した場合は、「局長指定」と記載すること。

(2)添付書類

1. 人口集中地区以外の地区及び交通不便地域の区分が分かる地図
(ただし、全域が交通不便地域となる場合には省略可)

協議事項(3)

新居浜市地域公共交通網形成計画の策定について

資料1

(委託先) パシフィックコンサルタンツ(株) 四国支社

その他（１）

年間スケジュールについて

平成29年度の会議開催は、5回を予定しますが、状況により変更する場合があります。

年	月	会 議	事 業	
			デマンドタクシー運行事業	公共交通機関利用促進事業
H29	4			
	5			
	6	<ul style="list-style-type: none"> ● 第1回会議 ・ 28年度事業報告及び決算の承認 ・ 生活交通確保維持改善計画の策定について ・ 地域公共交通網形成計画の策定について 		
	7			
	8			
	9	<ul style="list-style-type: none"> ● 第2回会議 ・ 地域公共交通網形成計画の策定について 		
	10			
	11	<ul style="list-style-type: none"> ● 第3回会議（追加） ・ 地域公共交通網形成計画の策定について 		○バスの乗り方教室（予定）
	12			○バスの乗り方教室（予定）
H30	1	<ul style="list-style-type: none"> ● 第4回会議 ・ 地域公共交通確保維持改善事業に係る評価 ・ 地域公共交通網形成計画の策定について 		
	2			
	3	<ul style="list-style-type: none"> ● 第5回会議 ・ 30年度事業計画及び予算の決定 ・ 地域公共交通網形成計画の策定について <p style="text-align: right;">ほか</p>		

※デマンドタクシーの出前講座については、随時実施予定

地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱（抜粋）

第1編 共通事項

（目的）

第1条 この補助金は、生活交通の存続が危機に瀕している地域等において、地域の特性・実情に最適な移動手段が提供され、また、バリアフリー化やより制約の少ないシステムの導入等移動に当たっての様々な障害の解消等がされるよう、地域公共交通の確保・維持・改善を支援することを目的とする。

（定義等）

第2条 この要綱において、次に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- 一 「生活交通確保維持改善計画」とは、地域公共交通の確保・維持・改善のために、都道府県、市区町村、交通事業者若しくは交通施設の管理者等からなる協議会（以下「協議会」という。）又は都道府県若しくは市区町村が、地域の生活交通の実情のニーズを的確に把握しつつ、当該協議会での議論を経て策定する地域の特性・実情に応じた最適の移動手段の提供、バリアフリー化やより制約の少ないシステムの導入等移動に当たっての様々な障害の解消等を図るための取組についての計画をいう。
- 二 「地域公共交通確保維持事業」とは、地域公共交通の存続が危機に瀕している地域において地域の特性・実状に最適な交通手段を確保・維持するために生活交通確保維持改善計画（当該計画に代えて策定される地域間幹線系統確保維持計画、地域内フィーダー系統確保維持計画、離島航路確保維持計画及び離島航路確保維持計画を含む。）に基づいて実施される事業をいう。

（協議会）

第3条 前条第1項第一号の協議会は、以下の者によって構成される。

- 一 関係する都道府県又は市区町村
- 二 関係する交通事業者又は交通施設管理者等
- 三 地方運輸局（神戸運輸監理部及び沖縄総合事務局を含む。以下「地方運輸局等」という。）又は地方航空局
- 四 その他地域の生活交通の実状、その確保・維持・改善の取組に精通する者等協議会が必要と認める者

（中略）

- 5 協議会は、補助対象事業ごとに補助対象事業について評価を行い、その結果について地方運輸局又は地方航空局の長に報告しなければならない。

第2編 地域公共交通確保維持事業

第1章 陸上交通

第2節 地域内フィーダー系統確保維持費国庫補助金

(補助対象事業者等)

第15条 本節における補助対象事業者は、乗合バス事業者又は道路運送法第78条第2号に定める自家用有償旅客運送を行う者（以下「バス事業者等」という。）であつて、協議会又は市区町村等（以下「市区町村協議会等」という。）が協議会の議論を経て、第17条に基づき定めた生活交通確保維持改善計画（当該計画に代えて策定される地域内フィーダー系統確保維持計画を含む。以下この節において同じ。）に運送予定者として記載されている者とする。

(中略)

4 大臣は、予算の範囲内において、次条の補助対象事業に係る補助対象経費の1/2に相当する額以内の額を、補助対象事業者に対し交付する。ただし、災害等の予期しない事由により欠損が増大した場合その他特に調整を必要とする場合には、予算の範囲内で額を増減することができる。

(生活交通確保維持改善計画)

第17条 陸上交通（地域内フィーダー系統）に係る地域公共交通確保維持事業を行う場合は、生活交通確保維持改善計画に、次に掲げる向こう3ヵ年の事項について具体的に記載するものとする。

- 一 地域公共交通確保維持事業に係る目的・必要性
 - 二 地域公共交通確保維持事業に係る定量的な目標・効果
 - 二の2 前号の目標を達成するために行う事業及びその実施主体
 - 三 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統（区域運行におけるサービス提供の単位とする区域及び運行区間を含む。以下「系統」という。）の概要及び運送予定者
 - 四 地域公共交通確保維持事業に要する費用の負担者
 - 五 補助金の交付を受けようとする補助対象事業者の名称
 - 六 補助金の交付を受けようとする系統等に係る利用状況等の継続的な測定手法（活性化法法定協議会を補助対象事業者とする場合に限る。）
- 2 地域公共交通確保維持事業に限定した計画として策定する場合は、前項各号の事項を記載した地域内フィーダー系統確保維持計画の策定をもって生活交通確保維持改善計画に代えることができる。この場合において、当該計画に係る第7条第2項の地域間幹線系統確保維持計画の策定があるときは、市町村協議会等は、当該計画との整合を確保すること。

**平成29年度 第1回
新居浜市地域公共交通活性化協議会**

～新居浜市公共交通網形成計画について～

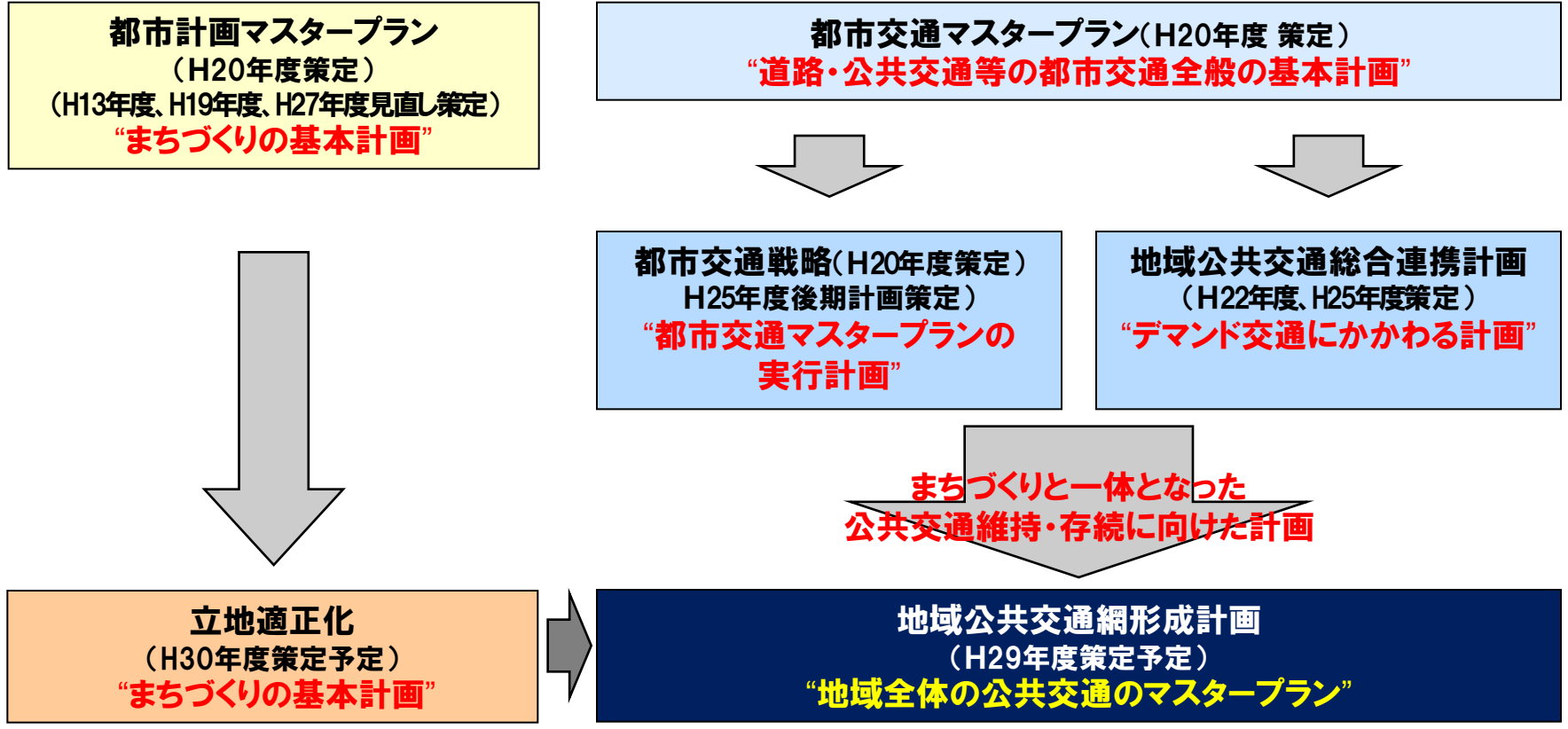
<目次>

- 1.はじめに**
- 2.アンケート調査計画**
- 3.今後のスケジュール**

**平成29年6月27日
新居浜市**

1.はじめに

(1)公共交通網形成計画策定とは



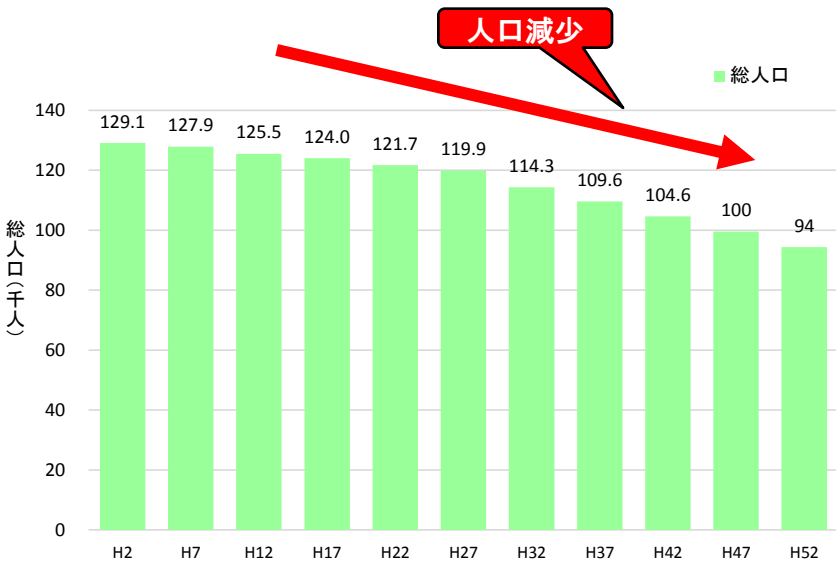
網形成計画とは、「地域にとって望ましい公共交通網のすがた」を明らかにする「マスタープラン（ビジョン＋事業体系を記載するもの）」としての役割を果たすものです。国が定める基本方針に基づき、地方公共団体が協議会を開催しつつ、交通事業者等との協議の上で策定します。まちづくりと連携し、かつ面的な公共交通ネットワークを再構築するために実施する事業（地域公共交通特定事業など様々な取組）について記載します。（地域公共交通網形成計画及び地域公共交通再編実施計画作成のための手引きより（H28.3 国土交通省））

1.はじめに

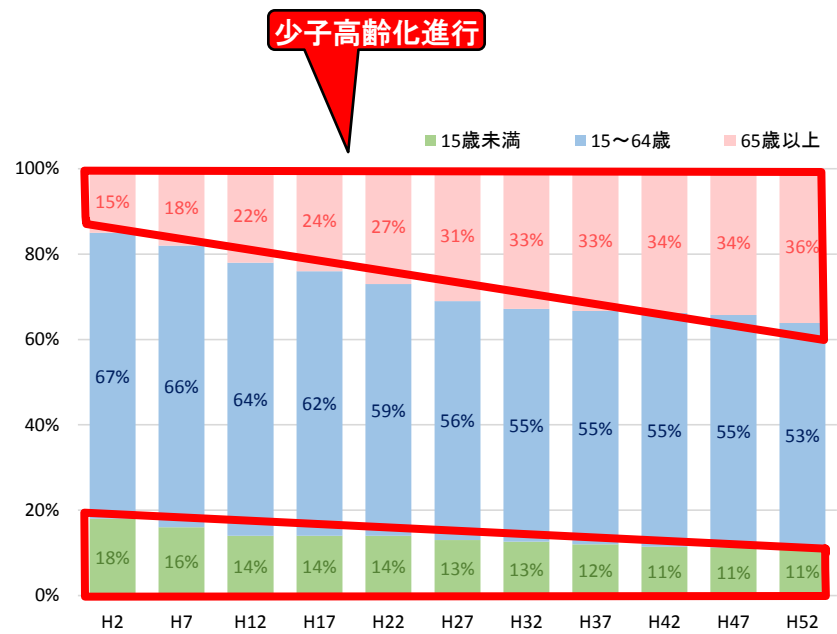
(2)新居浜市の公共交通に関する動向

● 人口減少や少子高齢化が進行

◆総人口の推移



◆年齢階層割合の推移



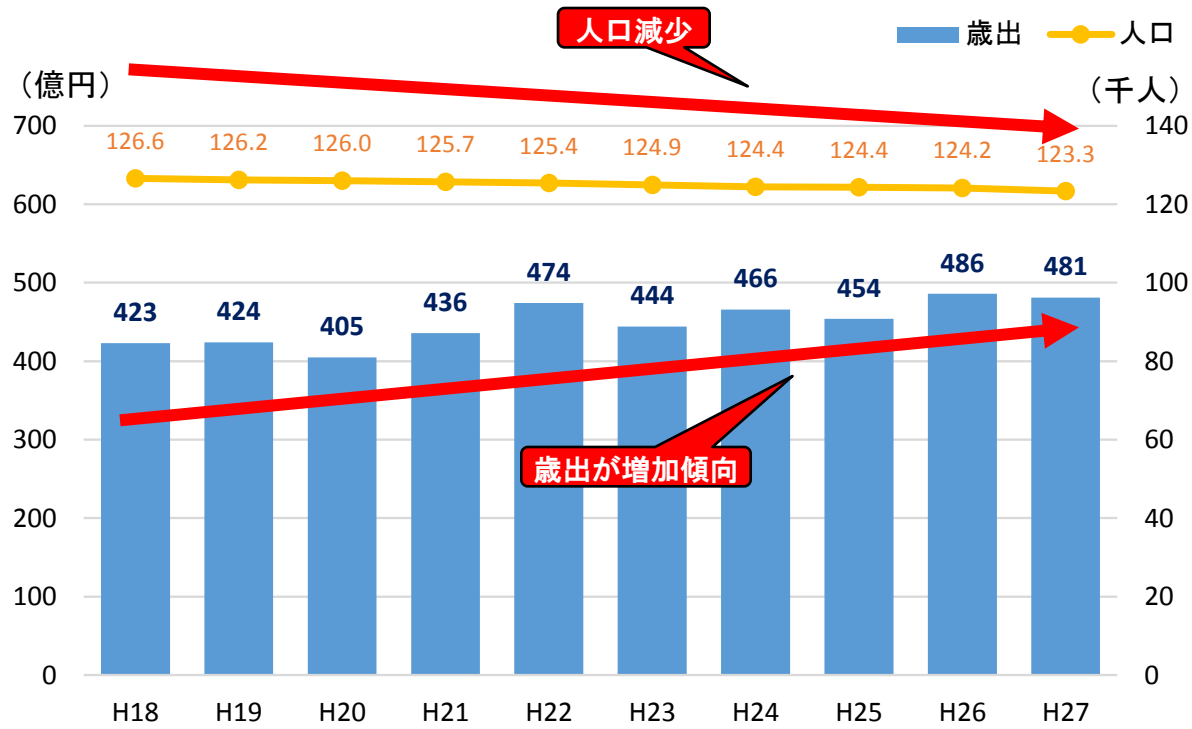
出典) H2~H27: 国勢調査、H32~H52: 国立社会保障・人口問題研究所

1.はじめに

(2)新居浜市の公共交通に関する動向

● 人口は減少しているが、歳出は増加傾向

◆人口及び歳出の推移



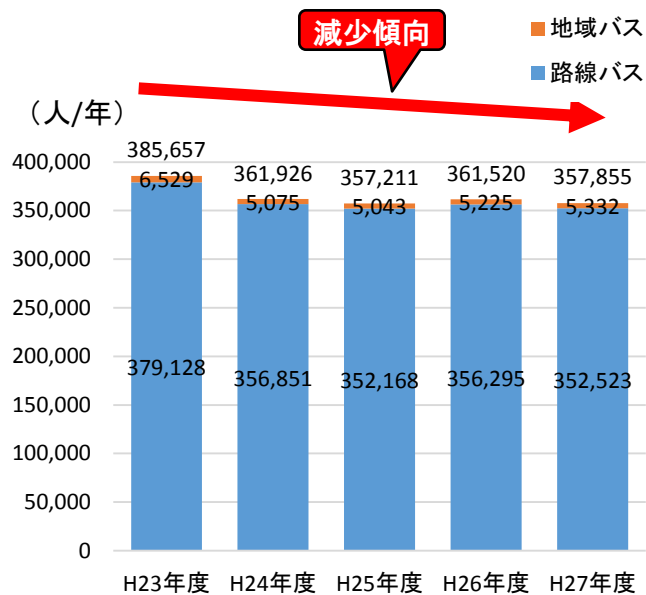
資料) 歳出: にいはま市政概要、人口: 住民基本台帳

1.はじめに

(2)新居浜市の公共交通に関する動向

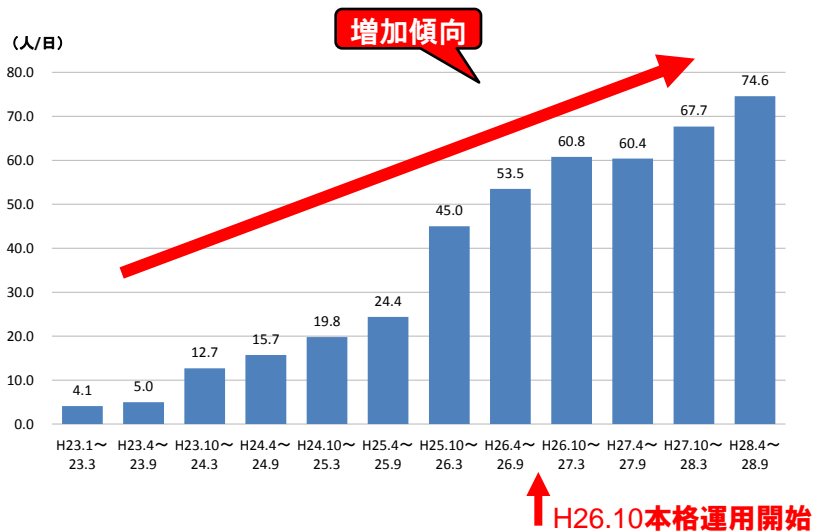
● バス利用者は減少傾向、デマンドタクシー利用者数は増加傾向

◆路線バス・地域バス利用者数の推移



※新居浜市内の利用者数の推移

◆デマンドタクシー利用者数の推移



※デマンドタクシー3地区合計(上部西、上部東、川東)一日平均利用者数

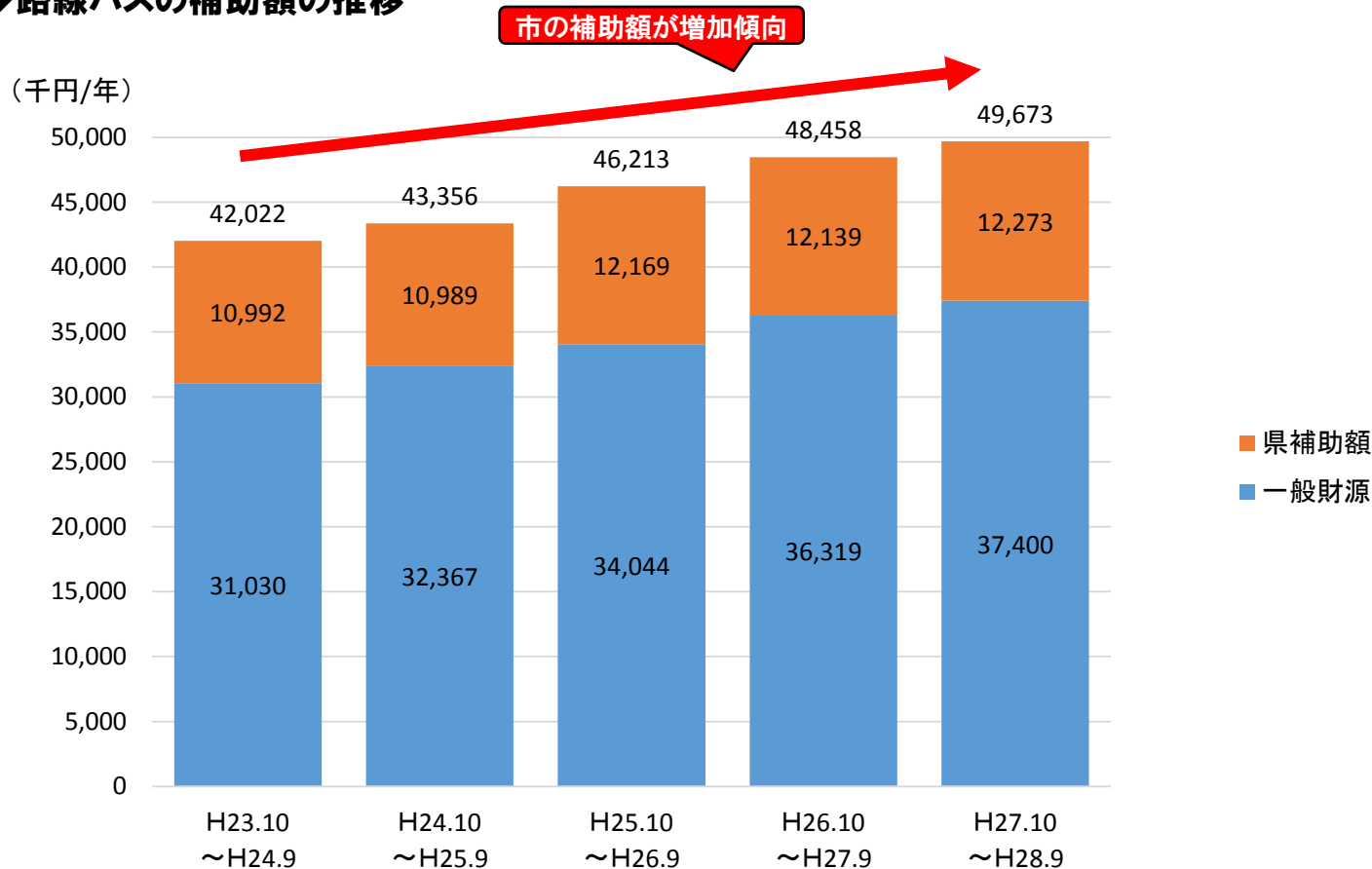
出典)新居浜市資料

1.はじめに

(2)新居浜市の公共交通に関する動向

- 路線バスに対する市の補助金は増加傾向にある。
- 新居浜市の補助金額は、年間約4千万円弱となっている。

◆路線バスの補助額の推移

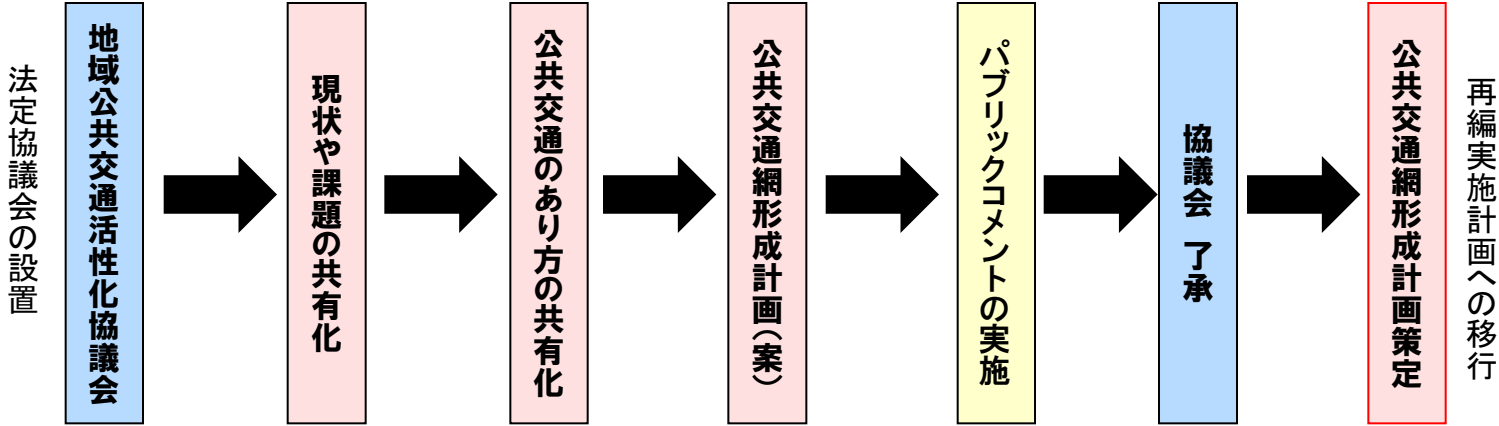


出典)新居浜市資料

1.はじめに

(4)策定までのプロセス・スケジュール

◆組織、プロセス



◆スケジュール(案)

	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	
地域・交通現況調査、上位関連計画の整理	→										
住民意向利用実態調査	→										
公共交通の現状・問題点、課題の整理	→										
網形成計画の基本方針・目標			→								
目標の実現のための施策の検討				→							
公共交通網形成計画(案)								→			
パブリックコメント									→		
公共交通網形成計画										→	
協議会開催	①			②		③		④		⑤	

2.アンケート調査計画(住民意向調査、利用実態調査)

(1)調査目的

- 新居浜市における移動実態、バス利用状況、住民ニーズや意向を把握するために実態調査を実施

(2)調査概要

- 新居浜市は、比較的バス利用率が低いため、バス利用者のみならず、これからバスを利用していただくような方策が必要
- 従って、アンケート調査対象は市内居住者全体としつつも、路線バスやデマンドタクシー利用者の意見が確保できるように「住民意向調査」と「利用実態調査」を並行として実施

概要	住民意向調査	利用実態調査	
		路線バス調査	デマンドタクシー調査
対象	市内居住者 (15歳以上)	路線バス利用者 (15歳以上)	デマンドタクシー利用者 (15歳以上)
形式	郵送配布 /郵送回収	調査員配布(1日) /郵送回収	運転手への依頼による配布(数日程度) /郵送回収
規模	市内居住者 (約1割)	900票を回収目標 (市内1日あたりの利用者相当)	100票を回収目標 (市内1日あたりの利用者相当)
調査 予定日	7月上旬～中旬	7月中旬(平日)	7月中旬(平日)

3.今後のスケジュール

■第2回新居浜市地域公共交通活性化協議会

<日程>

9月下旬開催予定

<議題>

- ・アンケート調査実施報告
- ・公共交通の現状・問題点、課題の整理
- ・網形成計画の基本方針・目標

■アンケート調査実施

郵送配布を7月上旬から開始予定(締切7月下旬)

新居浜市の公共交通に関するアンケート調査

Q1. あなたご自身のことについておしえてください

居住地	_____町 _____丁目
性別	1. 男性 2. 女性
年齢	1. 10歳代 2. 20歳代 3. 30歳代 4. 40歳代 5. 50歳代 6. 60歳代 7. 70歳代 8. 80歳以上
職業	1. 会社員・公務員・団体職員 2. 自営業・自由業 3. アルバイト・パート 4. 専業主婦・主夫 5. 高校生 6. 大学生・専門学校 7. 無職 8. その他 (_____)
外出の頻度	1. ほぼ毎日 2. 週4~5回程度 3. 週2~3回程度 4. 週1回程度 5. 月に2~3回程度 6. 月に1回以下
自動車免許・ 自動車の有無等	1. 持っている 2. 持っていない ● <u>免許を持っていると答えた方</u> にお伺いします 1. 自分専用の自動車を保有している 2. 家族共有の自動車を保有している 3. 保有していない ● <u>免許を持っていないと答えた方</u> にお伺いします ・自動車免許を持っていない理由は何ですか 1. 自動車免許を返納した 2. ずっと持っていない ・送迎していただける方がいますか 1. いる 2. いない



Q2. 「最も日常的な一日」の移動についておしえてください

「最も日常的な一日」について、目的別に、移動の出発地・到着地や移動手段をお答えください。

【記入例】を参考にお答えください。

(買物と通院など、一日で複数の目的の移動をする場合は、各行に回答してください。)

【記入例】

	目的 (番号一つ記入)	出発地・出発時刻	移動手段 (利用したすべて)	到着地・到着時刻
一 目的の移動	(4)	[出発地] (自宅の場合自宅と記入) 施設名 (自宅) または町名 () [出発時刻] (午前)・午後 (9) 時台	(2) (7) ()	[到着地] (自宅の場合自宅と記入) 施設名 (〇〇病院) または町名 () [到着時刻] (午前)・午後 (9) 時台
二 目的の移動	(5)	[出発地] (自宅の場合自宅と記入) 施設名 (〇〇病院) または町名 () [出発時刻] (午前)・午後 (10) 時台	(7) () ()	[到着地] (自宅の場合自宅と記入) 施設名 (イオンモール新居浜) または町名 () [到着時刻] (午前)・午後 (10) 時台
三 目的の移動	(6)	[出発地] (自宅の場合自宅と記入) 施設名 (イオンモール新居浜) または町名 () [出発時刻] (午前)・午後 (11) 時台	(2) (7) ()	[到着地] (自宅の場合自宅と記入) 施設名 (自宅) または町名 () [到着時刻] (午前)・午後 (12) 時台

【回答欄】

	目的 (番号一つ記入)	出発地・出発時刻	移動手段 (利用したすべて)	到着地・到着時刻
一 目的の移動	()	[出発地] (自宅の場合自宅と記入) 施設名 () または町名 () [出発時刻] 午前・午後 () 時台	() () ()	[到着地] (自宅の場合自宅と記入) 施設名 () または町名 () [到着時刻] 午前・午後 () 時台
二 目的の移動	()	[出発地] (自宅の場合自宅と記入) 施設名 () または町名 () [出発時刻] 午前・午後 () 時台	() () ()	[到着地] (自宅の場合自宅と記入) 施設名 () または町名 () [到着時刻] 午前・午後 () 時台
三 目的の移動	()	[出発地] (自宅の場合自宅と記入) 施設名 () または町名 () [出発時刻] 午前・午後 () 時台	() () ()	[到着地] (自宅の場合自宅と記入) 施設名 () または町名 () [到着時刻] 午前・午後 () 時台
四 目的の移動	()	[出発地] (自宅の場合自宅と記入) 施設名 () または町名 () [出発時刻] 午前・午後 () 時台	() () ()	[到着地] (自宅の場合自宅と記入) 施設名 () または町名 () [到着時刻] 午前・午後 () 時台

次から目的をお選びください。

1. 通勤 2. 通学 3. 仕事の用務
4. 通院 5. 買物 6. 帰宅 7. その他

次から移動手段をお選びください。

1. 鉄道 2. バス 3. 自動車 4. タクシー
5. バイク 6. 自転車 7. 徒歩 8. 船舶 9. その他

■バス運行のあり方についておたずねします

新居浜市のバス交通の利用者は年々減少し、バス会社は厳しい経営状況となっています。バス交通は、基本的に利用者からの運賃収入によって成り立っており、利用者が減少すれば、路線の廃止、運賃の値上げ、減便などバス交通サービスが縮小されかねない状況にあります。この点をふまえ、次の設問についてお答えください。

Q3-1. バス運行の位置づけについて、ご自身のお考えに最も近いものはなんですか（1つに○）

1. 現在でも必要不可欠で重要な移動手段
2. 現在は特に必要性を感じないが、将来高齢になったときなどには必要な移動手段
3. 現在も将来も特に必要性を感じない

Q3-2. バス運行の運営について、ご自身のお考えに最も近いものはなんですか（1つに○）

1. 運営はバス利用者の運賃収入によって行われるべきで、利用者が減少すれば、その分バス交通サービスが縮小・廃止されるのはやむを得ない
2. 利用者の必要最小限の負担はあるにしても、利用しない人も含めた全体でバス交通サービスを維持していくようにすべき
3. その他 ()

Q3-3. Q3-2. で『2』に○をした方にお伺いします

運営が厳しい場合のバス交通サービスの維持のあり方として、ご自身のお考えに最も近いものはなんですか（1つに○）

1. 関係地区や地域で費用負担して維持していく
2. 市が費用負担して維持していく
3. 地域と市の双方で費用負担して維持していく
4. その他 ()



■新居浜市内の路線バスについておたずねします

●最近1年間に、新居浜市内で路線バスに乗ったことがある方にお伺いします。

最近1年間に、バスに乗っていない方は Q4-6 に進んでください

Q4-1. バスを利用する移動のうち、最も多い外出2パターンについて、

目的や利用頻度等をおしえてください

※1パターンしかない場合は、回答欄①のみお答えください

※往復の場合は、片道のみお答えください

	目的 (どれか1つに○)	利用頻度 (どれか1つに○)	最終目的地	乗車・降車 バス停	乗車時刻	乗り継ぎ
回答欄①	1. 通勤 2. 通学 3. 仕事での用務 4. 通院 5. 買物 6. その他私事	1. ほぼ毎日 2. 週4~5回程度 3. 週2~3回程度 4. 週1回程度 5. 月に2~3回程度 6. 月1回以下	施設名 () または町名 (市外の場合市町村名) ()	乗車バス停 () 降車バス停 ()	午前・午後 ()時台	1. 鉄道 2. バス 3. タクシー 4. その他 5. なし
回答欄②	1. 通勤 2. 通学 3. 仕事での用務 4. 通院 5. 買物 6. その他私事	1. ほぼ毎日 2. 週4~5回程度 3. 週2~3回程度 4. 週1回程度 5. 月に2~3回程度 6. 月1回以下	施設名 () または町名 (市外の場合市町村名) ()	乗車バス停 () 降車バス停 ()	午前・午後 ()時台	1. 鉄道 2. バス 3. タクシー 4. その他 5. なし

Q4-2. バスの満足度について、それぞれ当てはまるものに○をしてください

	満足	やや満足	どちらともいえない	やや不満	不満
回答例	-----	-----⊕-----	-----	-----	-----
① 運行頻度	-----	-----	-----	-----	-----
② 運行時間帯 (始発・終発)	-----	-----	-----	-----	-----
③ 運行時間の 正確さ	-----	-----	-----	-----	-----
④ 目的地までの 所要時間	-----	-----	-----	-----	-----
⑤ 運賃	-----	-----	-----	-----	-----
⑥ バス待ち環境 (バス停等)	-----	-----	-----	-----	-----
⑦ 運行ルート (行ける施設)	-----	-----	-----	-----	-----
⑧ 乗り継ぎ	-----	-----	-----	-----	-----
⑨ 自宅・目的地 からバス停 までの距離	-----	-----	-----	-----	-----
⑩ バスがいつ来る かや、行き先の わかりやすさ	-----	-----	-----	-----	-----

Q4-3. バスを利用する際に重視する点について、それぞれ当てはまるものに○をしてください

	重要	やや重要	どちらともいえない	やや重要でない	重要でない
① 運行頻度	_____	_____	_____	_____	_____
② 運行時間帯 (始発・終発)	_____	_____	_____	_____	_____
③ 運行時間の 正確さ	_____	_____	_____	_____	_____
④ 目的地までの 所要時間	_____	_____	_____	_____	_____
⑤ 運賃	_____	_____	_____	_____	_____
⑥ バス待ち環境 (バス停等)	_____	_____	_____	_____	_____
⑦ 運行ルート (行ける施設)	_____	_____	_____	_____	_____
⑧ 乗り継ぎ	_____	_____	_____	_____	_____
⑨ 自宅・目的地 からバス停 までの距離	_____	_____	_____	_____	_____
⑩ バスがいつ来る かや、行き先の わかりやすさ	_____	_____	_____	_____	_____

Q4-4. バスを利用する(利用した)理由についておしえてください(複数選択可)

1. 自動車や自転車など他の手段も使えるが、バスが最も便利だから
2. 自動車や自転車など他の手段も使えるが、バス利用に対して会社や行政から補助が出るから
3. 自由に利用できる自動車や自転車などが無いから
4. 自動車などで送迎してくれる人がいないから
5. 飲酒をする予定があったから
6. 目的地の駐車場が不便だから
7. 雨が降ったから
8. 荷物が少なかったから
9. 家族連れではなく、一人での行動だったから
10. その他 (_____)

Q4-5. 「バスとバスの乗り継ぎ」についておしえてください

目的地に行くために、バスとバスの乗り継ぎが必要となったと仮定します。バスで乗り継ぎをするために必要な環境をおしえてください。

1. 環境が整えば、バスで乗り継ぎをする	
待ち時間	(_____) 分以内
料金割引	(_____) 円程度の割引
待ち合い環境に必要な施設	1. ベンチ 2. 屋根 3. その他 (_____)
最も重要視する条件	1. 待ち時間 2. 料金割引 3. 待ち合い環境
2. 乗り継ぎが必要なら、バスは利用しない	

⇒ Q4-7 に進んでください

Q4-6. 最近1年間にバスに乗っていない方にお伺いします。

バスを利用しない理由についておしえてください（複数選択可）

1. 運行本数が少ないから
2. 利用したい時間に運行していないから
3. 時間が正確ではないから
4. 時間がかかるから
5. 運賃が高いから
6. バス停等のバス待ち環境が悪いから
7. 行きたい場所に行くバスが運行していないから
8. 乗り継ぎに抵抗があるから
9. 自宅・目的地からバス停までの距離が遠いから
10. バスがいつ来るかや行き先がわかりにくいから
11. その他（）

Q4-7. みなさんにお伺いします

**今後の路線バスの利用について、ご自身のバスの利用回数が増える条件を
3つまで選んでください（3つまで〇）**

1. 平日朝の時間帯（7～9時台）の運行本数を増やす
2. 平日昼の時間帯（10～16時台）の運行本数を増やす
3. 平日夕の時間帯（17～19時台）の運行本数を増やす
4. 平日夜の時間帯（20時台以降）の運行本数を増やす
5. 休日の運行本数を増やす
6. 始発を早める
7. 終発を遅くする
8. 時刻表どおりにバスを運行する
9. 目的地まで短時間（短距離）でアクセスする
10. ICカードで支払いができる（小銭が不要）
11. 100円ゾーンなどの一律運賃や、わかりやすい運賃体系になる
12. 通勤補助が全額支給される
13. 商業施設の駐車場割引と同様に、バス利用者にも一定額割引される
14. バス停に屋根を付ける
15. バス停にベンチを付ける
16. 自分の行きたい目的地にバス路線ができる
17. 鉄道との乗り継ぎ待ち時間を短くする
18. バス停付近に無料で自転車が駐輪できる
19. 遅れていても、バスがいつ来るか携帯電話・スマートフォンでわかる
20. 遅れていても、バスがいつ来るかバス停でわかる
21. バス路線の行き先、経路がわかりやすくなる
22. ノンステップバスなどのバリアフリー車両にする
23. その他（）

■デマンドタクシーについておたずねします

- 新居浜市内のデマンドタクシー（おでかけタクシー）を知っている方にお伺いします。
知らない方は Q6 に進んでください

Q5-1 利用したことはありますか

1. 利用したことがある ⇒ Q5-2 に進んでください
2. 利用したことがない ⇒ Q6 に進んでください
3. 利用できない地域に住んでいる ⇒ Q6 に進んでください

Q5-2 デマンドタクシーの利用状況についておしえてください

デマンドタクシーを利用する移動のうち、最も多い外出2パターンについてお答えください
(1パターンしかない場合は、回答欄①のみお答えください)

	目的 (どれか1つに○)	利用頻度 (どれか1つに○)	最終目的地	利用便 (どれか1つに○)	乗り継ぎ
回答欄①	1. 通勤 2. 通学 3. 仕事の用務 4. 通院 5. 買物 6. その他私事	1. ほぼ毎日 2. 週4~5回程度 3. 週2~3回程度 4. 週1回程度 5. 月に2~3回程度 6. 月1回以下	施設名 () または町名 (市外の場合市町村名) ()	1. 1便 9:00 2. 2便 10:00 3. 3便 11:00 4. 4便 12:00 5. 5便 13:00 6. 6便 14:00 7. 7便 15:00 8. 8便 16:00	1. 鉄道 2. バス 3. タクシー 4. その他 5. なし
回答欄②	1. 通勤 2. 通学 3. 仕事の用務 4. 通院 5. 買物 6. その他私事	1. ほぼ毎日 2. 週4~5回程度 3. 週2~3回程度 4. 週1回程度 5. 月に2~3回程度 6. 月1回以下	施設名 () または町名 (市外の場合市町村名) ()	1. 1便 9:00 2. 2便 10:00 3. 3便 11:00 4. 4便 12:00 5. 5便 13:00 6. 6便 14:00 7. 7便 15:00 8. 8便 16:00	1. 鉄道 2. バス 3. タクシー 4. その他 5. なし

Q5-3 デマンドタクシーの満足度について、それぞれ当てはまるものに○をしてください

	満足	やや満足	どちらともいえない	やや不満	不満
① 便数	-----	-----	-----	-----	-----
② 運行時間帯	-----	-----	-----	-----	-----
③ 行ける 施設・範囲	-----	-----	-----	-----	-----
④ 利用料金	-----	-----	-----	-----	-----
⑤ 予約の仕方	-----	-----	-----	-----	-----
⑥ 予約時刻に 対する正確性	早い	やや早い	満足	やや遅い	遅い

Q5-4 デマンドタクシーを利用する際に重視する点について、それぞれ当てはまるものに○をしてください

	重要	やや重要	どちらともいえない	やや重要でない	重要でない
① 便数	-----	-----	-----	-----	-----
② 運行時間帯	-----	-----	-----	-----	-----
③ 行ける 施設・範囲	-----	-----	-----	-----	-----
④ 利用料金	-----	-----	-----	-----	-----
⑤ 予約の仕方	-----	-----	-----	-----	-----
⑥ 予約時刻に 対する正確性	-----	-----	-----	-----	-----

Q5-5 デマンドタクシーに関するご意見があれば、ご記入ください

Q6. その他ご意見があれば、ご記入ください

アンケートは以上です
ご協力ありがとうございました



Thank you



公共交通利用促進キャラクター「のりたろう」

郵便はがき

7 9 2 - 8 5 8 5

郵送する場合は
お手数ですが
62 円切手を貼り
ご投函ください

愛媛県新居浜市一宮町一丁目5番1号
新居浜市役所 運輸観光課

公共交通「にいはまめぐり・シールラリー」
事務局行

ご住所 〒 _____	
お電話番号 (_____) _____	
お名前	年齢 歳
	男性 ・ 女性

★ご希望のプレゼントコースをひとつだけ選んで

印を記入してください。

- ①マイントピア別子賞
- ②あかがねミュージアム賞
- ③ゆらぎ&ブラン・ブルー賞

にいはまめぐりシールラリー対象の 観光施設利用案内

施設名	住所・電話	シール設置場所
あかがねミュージアム	坂井町 2-8-1 0897-31-0305	総合案内に設置
愛媛県総合科学博物館	大生院 2133-2 0897-40-4100	総合案内に設置
広瀬歴史記念館	上原 2-10-42 0897-40-6333	展示室・旧広瀬 邸受付に設置
別子銅山記念館	角野新田町 3-13 0897-41-2200	受付横のテーブル に設置
マイントピア別子	立川町 707-3 0897-43-1801	正面入口チケット 売場に設置
森林公園ゆらぎの森	別子山甲 122 0897-64-2252	さくら 作業工房に設置

※上記の施設で「②観光施設利用シール」を配布します。
※休館日、開所時間は各施設で異なりますので、直接施設に
お確かめください。

抽選で **80 名様** にプレゼントが当たる!!

※ご希望のプレゼントコースが選べます。

1 マイントピア別子賞

マイントピア別子
「別子温泉～天空の湯～」入浴券（4枚セット）



2 あかがねミュージアム賞

あかがねミュージアム内
Cuカフェ・売店ご利用券



3 ゆらぎ&ブラン・ブルー賞

森林公園ゆらぎの森
「オーベルジュゆらぎ」
マリンパーク新居浜
「ブラン・ブルー」共通お食事券



シールラリーに関するお問い合わせ

新居浜市経済部 運輸観光課
〒792-8585 新居浜市一宮町一丁目5番1号
☎0897-65-1261

新居浜市 市制施行 80 周年記念事業
【テーマ】 つむぐ つなぐ 未来へ 人へ

公共交通 乗って楽しい!
集めてうれしい!

にいはまめぐり
シールラリー!!

路線バス・渡海船・観光
施設などに備え付けのシール
を集めて応募してね!

開催期間

平成 29 年

7月1日 土

10月31日 火

<応募締切>
平成 29 年 11 月 10 日 金



公共交通利用促進
キャラクター「のりたろう」

安全・安心、便利な公共交通を
新居浜を丸ごと満喫しよう!



東平貯鉢庫跡

新居浜市 公共交通MAP

【路線図】



路線バス

- 新居浜－川之江線
- 新居浜－今治線
- 周桑－マイントピア別子線
- 中萩－西条線
- - - 中萩－西条線（南高入口経由）
- 広瀬－多喜浜線
- 黒島線

別子山地域バス・渡海船

- 別子山地域バス 花ぐるま
- 渡海船

- ①公共交通利用シールは、路線バス、別子山地域バス、渡海船の車内及び船内で配布します。
- ②観光施設利用シールは、●印の施設で配布します。
※詳しくは、裏面の利用案内をご覧ください。



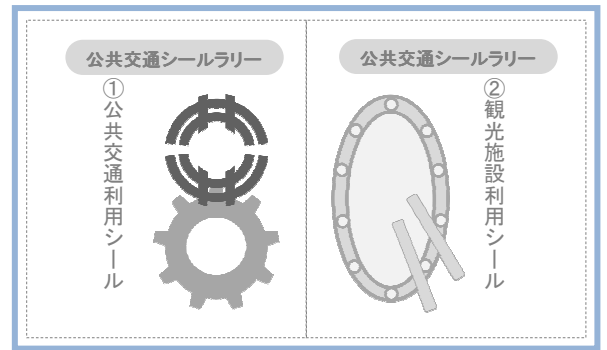
応募要領
□応募締切
 平成 29 年 11 月 10 日(金) 消印有効
 ※当選発表はご当選者に賞品の発送をもって代えさせていただきます。

□応募方法・・・専用応募はがきに①路線バス等公共交通を利用してもらえるシール、②市内観光施設等でもらえるシールの 2 種類のシールを貼って郵送または市役所、各支所に設置の応募箱に投函してください。

- <注意事項>
- 専用応募はがきはご返却できません。あらかじめご了承ください。
 - 応募回数に制限はありませんが、賞品の当選はお一人様につき 1 回となります。
 - 今回のご応募にあたり、記載いただく氏名などの個人情報は、当選者への賞品送付以外の目的には使用いたしません。個人情報の訂正・変更等がございましたら、新居浜市役所運輸観光課（0897-65-1261）までご連絡ください。
 - 応募方法に不備があった場合、お客様のご住所が不明、連絡不能などの理由により賞品をお届けできない場合は無効とさせていただきます。
 - 賞品の換金、他人への譲渡は固くお断りします。

★シール貼付欄

※①路線バス等公共交通を利用してもらえるシール、②市内観光施設等でもらえるシールの 2 種類のシールを貼ってください。



※シールをもらった所を教えてください。

- | | |
|---|---|
| <p>①公共交通利用シール</p> <ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/> 新居浜－川之江線 <input type="checkbox"/> 新居浜－今治線 <input type="checkbox"/> 周桑－マイントピア別子線 <input type="checkbox"/> 中萩－西条線 <input type="checkbox"/> 中萩－西条線（南高入口経由） <input type="checkbox"/> 広瀬－多喜浜線 <input type="checkbox"/> 黒島線 <input type="checkbox"/> 別子山地域バス 花ぐるま <input type="checkbox"/> 渡海船 | <p>②観光施設利用シール</p> <ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/> あかがねミュージアム <input type="checkbox"/> 愛媛県総合科学博物館 <input type="checkbox"/> 広瀬歴史記念館 <input type="checkbox"/> 別子銅山記念館 <input type="checkbox"/> マイントピア別子 <input type="checkbox"/> 森林公園ゆらぎの森 |
|---|---|
- ①、②のシールをもらった所に☑印を記入